

香川県建築士事務所指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築士事務所の開設者等に対する指導に関し必要な事項を定め、その知識、技能の維持・向上及び品位の保持並びに業務の適正化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、香川県知事の登録を受けた建築士事務所及び登録を受けようとする建築士事務所について適用する。

(定義)

第3条 建築士事務所の開設者等とは、法第23条に規定する登録を受けた者及び法第24条に規定する管理建築士並びにこれらになろうとする者をいう。

(建築士事務所の開設者等の責務)

第4条 建築士事務所の開設者等は、建築士事務所の業務の執行に必要な知識及び技能の維持・向上に努めなければならない。

- 2 建築士事務所の開設者は、法第23条第1項に規定する設計等の業務のほかには他の業務を兼業する場合は、設計等の業務内容と他の業務内容を明確に区分しなければならない。
- 3 建築士事務所の開設者は、設計及び工事監理に関する業務を行う場合には、法第22条の3の3の規定による書面による契約を締結しなければならない。

(知識及び技能の維持・向上)

第5条 建築士事務所の開設者等は、所属建築士が法第22条の2に規定する講習（以下「定期講習」という。）を受講するよう配慮しなければならない。

(登録の申請)

第6条 建築士事務所の登録の申請又は登録更新の申請（以下「登録申請」という。）にあたっては、法令に定めるもののほか次の書類を添付しなければならない。

- (1) 管理建築士及び所属建築士の免許証又は免許証明書の写し。ただし、香川県知事登録の二級建築士又は木造建築士については添付を省略することができる。
 - (2) 管理建築士又は所属建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合は、その構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の写し
 - (3) 管理建築士及び所属建築士が定期講習を受けたことを証する書類
- 2 登録申請書の記載にあたっては、別表書類一覧及び注意事項に留意すること。

(登録事項の変更届)

第7条 建築士事務所の開設者は、法第23条の5に定めるもののほか、次の各号のいずれかに掲げる事項について変更があった場合にも変更の届出を行わなければならない。

(1) 開設者の住所又は所在地

(2) 建築士事務所の電話番号

(3) 管理建築士又は所属建築士が構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けた場合又はその返納を行った場合

(知事の指導)

第8条 知事は、建築士事務所の開設者等に対し、法令に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合、必要な指導を行うものとする。

1 法第23条に規定する設計等の業務において、不誠実な行為を行ったと認められる場合。

2 建築関係法令違反の建築行為について、関与したと認められる場合。

(雑則)

第9条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

(附則) この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(附則) この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

(附則) この要綱は、平成20年11月28日から施行する。

(附則) この要綱は、平成24年2月27日から施行する。

(附則) この要綱は、平成27年6月25日から施行する。

(附則) この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(別表)

建築士事務所登録申請書類一覧

○必要 ×不要

登録区分		申請書	添付書類									
			施行規則第19条適用書類					要綱第6条適用書類				
			イ 業務概要書	ロ 所属建築士名簿	ハ 略歴書	ニ 誓約書	管理建築士講習の 修了証の写し	定款の写し	登記事項証明書	管理建築士及び所属 建築士の免許証の写し	構造・設備設計一級建 築士証の写し	定期講習の修了証の 写し
新規	法人	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	個人	○	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○
更新	法人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	個人	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○

- ※ 正副各1部を提出すること。
- ※ 登記事項証明書は、正本にコピー、副本に原本を添付すること。
- ※ 管理建築士及び所属建築士の免許証又は免許証明書の写しについては、香川県知事登録の二級、木造建築士に限り、添付を省略することができる。
- ※ 管理建築士の専任性について疑義があるときは、以前勤務していた会社の退職証明書または離職票等を求める場合がある。
- ※ 定期講習の修了証の写しは登録申請の直近のものを添付すること。

変更届添付書類一覧

×は添付書類不要

変更事項	法人	個人
事務所名称	法人の商号の変更に伴う場合登記事項証明書	×
事務所所在地	法人の商号の変更に伴う場合登記事項証明書	×
開設者の名称	登記事項証明書	戸籍抄本
開設者(法人の代表者)	登記事項証明書、略歴書、誓約書	(廃業・新規登録)
役員	登記事項証明書、誓約書	×
管理建築士	略歴書、管理建築士講習の修了証の写し、建築士免許証等の写し、所属建築士名簿	
事務所電話番号	×	
開設者住所・所在地	登記事項証明書	×
所属建築士	建築士免許証等の写し、所属建築士名簿	
管理・所属建築士の氏名	氏名変更後の建築士免許証等の写し	
管理・所属建築士の資格	建築士免許証等の写し	

- ※ 正副各1部提出すること。
- ※ 登記事項証明書は、正本にコピー、副本に原本を添付すること。
- ※ 「建築士免許証等」とは保有する資格に応じた建築士免許証又は建築士免許証明書、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証をさす。
- ※ 開設者が個人の場合は、開設者の変更はできない。一旦、廃業届を提出のうえ、新たな開設者が新規に事務所登録申請を提出すること。
- ※ 管理建築士の専任性について疑義があるときは、以前勤務していた会社の退職証明書または離職票等を求める場合がある。
- ※ 変更後の名称・氏名等にはかなをふること。
- ※ 所属建築士の変更(追加)の場合、当該所属建築士の前職が別の建築士事務所の所属建築士であった場合は元の建築士事務所から所属建築士の変更届を提出する必要がある。
- ※ 市町村合併を除き、住居表示の変更があった場合にも届け出ること。

廃業届出人・添付書類一覧

廃業等の事項		届出人	添付書類
業務を廃止したとき		開設者であった者	×
開設者が死亡したとき		相続人	届出人であることを証明する書類
破産したとき		破産管財人	
法人が合併により解散したとき		役員であった者	
法人が破産または合併以外の事由により解散したとき		清算人	
登録区分の変更	個人⇔法人	開設者	×
	一級⇔二級⇔木造		

※ 1部提出すること。

記入上の注意等

書類名	作成上の注意	備考
登録申請書 (法 23 条の 2 第 1 項)	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務所所在地には、郵便番号も記載し、電話番号は市外局番から記入すること。 2 申請者が法人の場合、役員欄には全ての役員の役職及び氏名を記載すること。記入しきれない場合は別紙を作成すること。 	更新登録申請は、有効期間満了の日前 30 日まで提出すること。
業務概要書 (施行規則第 19 条第 1 項)	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築士事務所が行った業務（設計・工事監理等）の概要を記載すること。（更新登録時のみ）工事施工は実績に含まないので記載しないこと。 2 前回登録時から申請時までの実績について記載すること。 	
所属建築士名簿 (施行規則第 19 条第 2 項)	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築士事務所に属する建築士（管理建築士を含む）の氏名及び、一級、二級又は木造の別、登録番号等を記載すること。 2 氏名にはふりがなをふること。 	
略歴書 (施行規則第 19 条第 2 項)	<ol style="list-style-type: none"> 1 登録申請者（法人である場合は、その代表者）及び管理建築士の最終学歴後の略歴を最近のものから順次記載すること。現在の状況については必ず記載すること。 2 登録申請者と管理建築士が同一人の場合は 1 枚でよい。 	
誓約書 (施行規則第 19 条第 4 項)	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者が法人である場合は、法人名称及び代表者職氏名を記載すること。 	
定款の写し (施行規則第 19 条第 5 項)	<ol style="list-style-type: none"> 1 目的事項として、建築物の設計、工事監理等の業務を行うことが明確に記載されていること。 2 内容は最新のもの（現行定款）とすること。 	
変更届 (法 23 条の 5)	<ol style="list-style-type: none"> 1 変更事項には、開設者住所、事務所電話番号、所属建築士に関する事項を含む。 	2 週間以内に提出すること。
廃業届 (法 23 条の 7 第 1 項)	<ol style="list-style-type: none"> 1 開設者の死亡、破産又は法人組織の解散等により建築士事務所に係る業務を廃止したとき。 2 個人登録の建築士事務所を法人組織としたとき。（又はその逆のとき） 3 建築士事務所の一級、二級又は木造の種別が変わるとき。 	30 日以内に提出すること。